

えひめの魅力再発見・PR動画コンテスト実施要項

1 概要

高校生の目線で、地域の魅力を発信するPR動画を作成することなどを通して、愛媛で暮らすことや、働くことの意義を再発見し、地域社会で主体的に活動できる人材の育成を目的として、動画コンテストを実施する。

2 対象

県内の全ての高等学校（中等教育学校を含む）

3 提出作品

(1) 部門

○パフォーマンス部門【新設】

地域の観光PRを目的として、紹介したい場所でのダンスや、紹介したい伝統芸能等を取り入れた作品

○一般部門

地域が有する独自の魅力や、地域に根ざした企業等におけるSDGsの実現に向けた取組などについて、画像、テロップ、音楽、ナレーションやインタビュー等を用いながら、効果的に発信する作品

(2) 時間

3分以内

4 表彰

○パフォーマンス部門 知事賞1校、教育長賞2校、特別賞

○一般部門 知事賞1校、教育長賞2校

5 提出方法及び提出期間

(1) 提出方法（提出用紙・動画データの提出方法）

ア 提出用紙

「えひめの魅力再発見・PR動画コンテスト提出用紙（様式1）」に必要事項を記入の上、校務系メッセージまたはメールにて、高校教育課担当へ提出すること。

イ 動画データ

作品を記録したDVDを送付すること。

※動画の作成方法における注意点や規格については、別添1を参照すること。

ファイルはMPEG形式、MOV形式、AVI形式、解像度は「1920×1080」、30fps以上等

(2) 提出期間

令和7年9月1日（月）～10月31日（金）

6 審査方法及び結果発表

(1) 審査方法

生徒によるWeb投票により一次審査を実施し、通過した作品の中から審査員が知事賞1校、教育長賞2校を部門ごとに選考する。

(2) 結果発表

各賞の結果及び表彰式については、令和8年1月下旬頃、各校へ連絡する。

7 提出に関する注意事項

作品を提出した学校は(1)~(8)の注意事項に同意したものとする。

- (1) 作品の著作権は、作品制作者及び愛媛県の双方に帰属する。愛媛県及び愛媛県が許可した団体は、作品制作者の許諾を要することなく、無償で作品をホームページ、YouTube 等における配信、その他の広報物やイベント、PR等に二次利用できるものとする。
- (2) 作品内で確認できる対象物によって肖像権や著作権等の第三者への権利侵害があった場合、学校の責任で対処すること。
- (3) 著作権処理が必要な音楽等を使用した場合には、「著作権処理届出書（様式2）」にて、高校教育課担当へ令和7年9月1日（月）までに知らせること。※許諾を得た著作物等とその著作者等の連絡先のリストを届出書に添付すること。
- (4) 作品制作者は、いかなる場合においても、著作者人格権を行使しないものとする。

【第三者に対する権利侵害の例】

- ①画像、銅像などの提出作品への映像使用について、著作権の利用許諾を得ていない。
 - ②作品制作者自身のオリジナル曲や著作権フリー曲以外の曲の提出作品への使用について、著作権の利用許諾を得ていない。
- (5) 1校につき2作品まで提出できる。
 - (6) 提出作品は作品制作者本人（学校）が撮影したオリジナル作品で、未発表のものに限る。
 - (7) 次の内容に該当する、又は該当するおそれがあると愛媛県が判断した作品は、審査対象から除外する。
 - ア 法律等に違反する又は違反するおそれのあるもの
 - イ 個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの
 - ウ 第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的所有権を侵害するもの
 - エ 企業や商品などの宣伝、政治目的・宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝又は勧誘を意図するもの
 - オ 公序良俗に反するもの
 - カ その他、愛媛県が不適切と判断したもの
 - (8) 作品制作者の個人情報、本コンテストの実施に関する事務処理のみに使用し、本人の同意なく開示・公表することはない。

【問い合わせ先】

愛媛県教育委員会事務局 指導部
高校教育課 教育指導グループ 森 洋明
TEL 089-912-2953
FAX 089-912-2949